

重要事項説明書

(介護予防支援用)

1 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 藤島会
事業所名	藤島園ケアマネジメントセンター
業務概要	指定介護予防支援事業所
所在地	〒910-8513 福井市高木中央3丁目1701 Tel: 0776-52-0808
事業者指定番号	1870100177
管理者	松田 泰江

【当事業所が提供するサービス内容】

地域に根付き、地域からの相談を受け、お一人お一人が安心して介護サービスを受けられるように御支援します。自立した生活を営むために、適切な保健医療及び福祉サービスが利用できるよう、本人の選択・同意に基づき、サービスの種類及び内容、担当するサービス事業、地域資源、医療機関などを含めた「介護予防サービス計画」を作成します。

当該計画に基づくサービス提供が適切に提供されるよう、指定介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整などを行います。

2 事業所の職員体制等

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1		0.2	1名
2. 介護支援専門員	3	1	3.9	3名

3 サービス提供時間及び事業実施地域

(1) 通常の事業の実施地域 福井市、坂井市、吉田郡永平寺町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金	ただし、12月31日から1月3日までを除く。
受付時間	月～土	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～土	8時30分～17時30分

4 利用者負担金

(1) 介護予防支援については、原則として利用者の負担はありません。

(2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

5 事業所のサービスの方針等

基本理念：福祉のプロとして笑顔と思いやりの心で、地域社会に安心をお届けします。

方 策：①利用者が意欲を喚起するよう、自立に向けた取り組みを支援します。

②利用者自身が、地域で何らかの活動及び役割を果たせるよう支援します。

③利用者の状況に関する情報などを保健医療関係者及び福祉サービス関係者と共有し専門的な見地から意見を求め、具体的な支援内容の検討、調整を図り支援します。

6 サービス計画の作成について

サービス計画の原案作成にあたり、次の点に配慮します。

- (1) 利用者の自宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- (2) 利用するサービス等の選択にあたっては、当該地域におけるサービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
- (3) 利用者に対してサービスの内容が特定の種類、事業者に偏るような誘導を行いません。
- (4) 利用者等が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、サービス計画書を提出し情報共有させていただきます。

7 サービスの利用にかかる留意点

サービスのご利用にあたり、次の点にご留意をお願いします。

- (1) 事業所の連絡先等を、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管しておくようにお願いします。
- (2) サービス計画の作成にあたり、利用者等は複数のサービス事業者等の紹介を求めることや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- (3) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当者の氏名と連絡先を入院先にお伝えください。

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等などに連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

9 サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う介護支援専門員
サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- (2) 介護支援専門員の交替
①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

10 相談窓口、苦情対応

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 0776-52-1166
[職名] 介護支援専門員 木村なおみ
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日
8：30～17：30
- 苦情処理の体制
苦情受付担当者 管理者 松田泰江
苦情受付責任者 施設長 屋敷大作

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福井市役所 介護保健課	所在地 福井市大手3-10-1 電話番号 0776-20-5715・FAX0776-20-5766 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発4-202-1 電話番号 0776-57-1614 FAX 0776-57-1615 受付時間 8:30～17:30
福井県社会福祉協議会	所在地 福井市光陽2-3-22 電話番号 0776-24-2339 FAX 0776-24-8941 受付時間 8:30～17:15
坂井地区介護保険 広域連合	所在地 坂井市坂井上兵庫40-15 電話番号 0776-72-3305 受付時間 8:30～17:15（除く 土・日・祝日）
永平寺町役場 福祉保健課	所在地 吉田郡永平寺町松岡春日1-4 電話番号 0776-61-3920 FAX 0776-61-2434 受付時間 8:30～17:30（除く 土・日・祝日）

11 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうと共に、必要な措置を行ないます。

1 2 秘密保持について

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

9 虐待防止、身体拘束廃止の取り組みについて

利用者に対する人権擁護及び虐待防止の責任者は理事長とし、事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し**定期的**に研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

- 虐待防止にかかる責任者 管理者 松田 泰江

1 0 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざる得ない場合には事前に利用者および家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 1 ハラスメント対策について

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者が事業所の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 2 災害非常対策について

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災風水害、地震等の災害並びに、感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定を行うとともに、従業員に対し**定期的**に研修や訓練を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご利用者が他の居宅介護予防支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、介護予防支援を提供するうえで知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

2. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ② ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定、又は介護予防ケアマネジメントの利用となった場合
- ③ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

別紙 1

料金表 1 単位の単価 10.21 円

1 :	介護予防支援費 (Ⅱ)	472 単位
2 :	初回加算	300 単位
3 :	委託連携加算	300 単位
4 :	虐待防止措置未実施減算	1 の 100 分の 1 を減算
5 :	特別地域介護予防支援加算	1 の 100 分に 15 を加算
	中山間地域等における小規模事業所加算	1 の 100 分の 10 を加算
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1 の 100 分の 5 を加算